

茂原市農業委員会第2回総会議事録

- 1 開催日時 平成27年1月28日(水) 午前10時から
- 2 開催場所 茂原市役所502議室
- 3 出席委員 19名
 - 1番 栗原石乃
 - 2番 秋葉仁喜
 - 3番 八角徳政
 - 6番 熊切秀雄
 - 7番 古山光雄
 - 8番 浦島京子
 - 9番 板倉昭
 - 10番 石井暉伸
 - 13番 市原暉久
 - 14番 鈴木幸雄
 - 15番 鵜澤正文
 - 16番 三枝源一(第二小委員長)
 - 17番 花澤道夫
 - 18番 蕨武之
 - 19番 麻生重和
 - 21番 古山善作
 - 22番 丸島正昭
 - 26番 加藤古志郎(会長)
 - 27番 林和夫(職務代理者)
- 4 欠席委員 7名
 - 4番 金坂信義
 - 5番 鬼島一郎
 - 11番 矢部義明
 - 20番 大塚優(第一小委員長)
 - 23番 深山和夫
 - 24番 佐藤栄作
 - 25番 鵜澤和行
- 5 事務局職員 5名
 - 事務局長 葛岡直樹
 - 補佐 朽木英義
 - 係長 三階英幸
 - 主査 佐藤貴之
 - 主査 鈴木陽子
- 6 会議に付した議案
 - 農業委員会委員選挙人名簿登載申請書の意見を求めることについて

7 総会要旨

局長

おはようございます。先週に続きまして今年2回目の農業委員会総会となりますが、ご参集を頂きましてありがとうございます。本日の案件ですが、農業委員会委員選挙人名簿登載申請書の意見を求めることの1件です。毎年この時期に行っておりますが、今年は選挙の年ですので特に慎重に確認して頂くようお願いいたします。本日、金坂委員、鬼島委員、矢部委員、大塚委員、深山委員、佐藤委員、鶴澤委員から欠席する旨の連絡がございました。市原委員が少し遅れるとのこと。それでは、これから議事に入らせていただきますが、農業委員会の総会の規則により、会長が議事進行を行うことになっておりますので、加藤会長よろしく申し上げます。

会長

本日は農業委員会委員選挙人名簿登載申請書の意見を求める総会ということで、ご苦勞様です。今年は農業委員の選挙の年なので慎重な審査の程よろしくをお願いいたします。議事を始める前に議事録署名人でございますが、これについては私の方から指名させて頂いてよろしいですか。(異議なしの声あり) それでは、本日の議事録署名人は18番の蕨委員さんと19番の麻生委員にお願いしたいと思います。本総会の書記及び議案説明は事務局にお願いしたいと思います。それでは、事務局の説明をよろしく申し上げます。

事務局

それでは、本日の議案であります農業委員会委員選挙人名簿登載申請書の意見を求めることについて説明いたします。説明に先立ちまして、本日お配りいたしました書類等の確認をいたします。茂原市農業委員会委員選挙人名簿調査票、A4で左上に委員さんの氏名を記して配付してございます。次に茂原市農業委員会委員選挙人名簿登載申請者一覧表、これは平成27年1月1日現在で申請していただいたものを事務局でとりまとめた数値です。2枚ありますが、参考として昨年3月31日に確定したものを2枚目に綴ってございます。最後に関係法令を抜粋したものです。それと参考までに農家の皆さまに配布いたしました農業委員会委員選挙人名簿登載申請書です。以上ですが、不足している用紙等はありませんでしょうか。

それでは、申請書の審査について説明いたします。まず、この選挙人名簿作成の意義についてですが、これは選挙人の範囲の確定、次に選挙における選挙人の確認、そして二重投票の防止等の役割を果たすものであります。効果といたしましては、この登録は、選挙権行使の形式的要件でありまして、実質的には選挙権を有していてもこの名簿に登録されていないと投票ができなくなってしまいます。但し、この名簿に登録されるべき旨の決定書または確定判決書を所持している者は投票できることとなります。他に名簿に登録された者でも本来登録することができないことがあります。それは登録時に茂原市に在住の方が投票当日には市外に住所を移した場合、当然投票することができなくなります。

次に、今回審査していただく農業委員会委員選挙人名簿登載申請書につきましては、昨年の12月1日付けで各農家組合長さんを通じて農家の方々に配付し、また組合員外の方々には直接送付したものです。203組合と組合員外の166世帯に送付いたしました。関係法令抜粋の左下にも載せてありますが、農業委員会等に関する法律施行令第3条第1項によりまして、1月1日現在の状況を1月10日までに提出していただいたものですが、これを事務局で取りまとめましたものがお手元の一覧表でございます。なお、この名簿登載申請書につきましては市の広報もばら12月1日号にも掲載して周知を図っております。

それでは各地区ごと9地区に分けたテーブルに当該地区の申請書をそれぞれ置いてありますが、審査していただく前にご存知の方もいらっしゃるかと思いますが、登録資格・審査一連の流れにつきまして簡単に説明させていただきます。まず、名簿の登録資格ですが、別紙の関係法令抜粋左側上段の農業委員会等に関する法律第8条に規

定されておりますが、申請書の裏面にわかりやすく書いてありますので読みますと、

1 農業委員会の区域内に住所を有する者であること。

市議会議員、市長選挙の場合は3カ月以上住所を有する者でなければなりません、農業委員選挙についてはこの要件はなく、区域内に住所を有していればよいことになります。

2 平成7年4月1日以前に生まれた者であること。

選挙権については名簿確定の日の3月31日より、被選挙権については選挙の日より算定することになります。平成7年4月1日生まれの方が20歳に達するのは平成27年3月31日となります。これは年齢計算に関する法律によります。

3 次のいずれかに該当するものであること。

(1) 10a以上の農地につき耕作の業務を営む者。約1反歩以上の農業経営者であれば耕作従事日数についての制限はありません。面積の認定は農地基本台帳、前回の選挙人名簿等で確認いたしました。なお、一時的に2、3年耕作していなくても、例えば土地改良のため耕作ができない状態や保全管理等、これらの場合は耕作の業務を営んでいるとみなしてよいことになっておりますのでよろしく処理願います。

(2) 10a以上の農地を耕作する者の同居の親族またはその配偶者で年間概ね60日以上耕作に従事する者、親族の範囲は6親等内の血族と3親等内の姻族となっております。1日を何時間とするかの決まりはありませんので社会通念上でということ解釈していただきたいと思っております。なお、雇用されて耕作に従事した日数も含まれます。これら日数に関しましては実際の本人の申告だけが頼りまして判断せざるを得ないのが現状ですが、よろしく願いいたします。ここで注意していただきたいことは、例えば経営移譲年金の受給の関係で後継者に経営を移譲したとします。その後継者と同居していれば問題ありませんが、後継者が別世帯になっている場合には同居の親族に当らなくなってしまうので、実際にはこの方が耕作されているかもしれませんが、選挙人名簿には載せられなくなってしまう恐れがでてきます。ただし、最近よく見受けられます屋敷内に別棟を建てて別世帯にした場合など、概ね住所を同一にして生計をともしている場合は同居と判断することができますので、その辺のところはご注意くださいと思っております。

(3) 10a以上の農地につき耕作の業務を営む農業生産法人の組合員、社員または株主にあつて年間概ね60日以上耕作に従事する者。以上が登録資格でございます。今回は〇〇農園の〇〇氏から1件申請がありました。また外国人であってもこれらに該当する者で申請のあつた場合は、選挙権・被選挙権とも有することになります。

次に、今回委員のみなさまに行っていただく審査作業であります、農業委員会は申請書を受理した時は1月31日までに申請書に記載された事項について意見を付して市選挙管理委員会へ送付することになっておりますが、この場合、選挙権を有しないと認めた時はその旨を記載することになります。このことは関係法令抜粋の左下の農業委員会等に関する法律施行令第3条第2項に規定されています。また、選挙権を有するもので申請書を提出しない者がある時、農業委員会はその者について申請書に代わるべき文書を調製し、1月31日までに市選挙管理委員会に提出できることになっております。これは関係法令抜粋の右上の農業委員会等に関する法律施行令第3条第3項に規定されています。

以上のことを踏まえまして、各地区別のテーブルの上にあります申請書について審査、これは追加または削除を行っていただくこととなります。申請書に代わるべき文書とはこの調査票になります。なお追加・削除は同一の用紙でお願いしますが、資格が無いということで削除する方がおりましたら、その申請書に付箋を付けておいていただき、さらにその理由をこの調査票の備考欄に記入していただくこととなります。また、記入に際しまして、8・1申告書を用意してありますのでご利用いただければと思っております。この調査表は最後に回収させていただきます。

審査の説明は以上ですが、1月31日までに選挙管理委員会へ申請書あるいは申請書

に代わるべき文書を提出した後の流れを簡単にお話ししますと、関係法令抜粋を見ていただきたいと思いますが、右上の施行令第3条第4項に規定されておりますとおり、選挙管理委員会は2月20日までに選挙人名簿を調製することになっております。そしてこの名簿の縦覧につきましては公職選挙法第23条に規定してありますとおり、2月23日から15日間ということで3月9日まで市役所で行い、異議ある場合、脱漏・誤記等がある場合は、この期間内に文書で選挙管理委員会に申し出るようになります。そして農業委員会等に関する法律第10条に規定されているように3月31日をもって名簿が確定することになります。なお、事務局の事前処理としまして、申請書は地区別大字毎に地番は若い番号順に綴っております。記載漏れ・住所・続柄・生年月日等は赤鉛筆で書き加えてあります。耕作面積の認定は、農地基本台帳、前回の選挙人名簿等でチェックしたものを記入してあります。氏名・続柄・生年月日・性別等は農地基本台帳、住民基本台帳等でチェックしてあります。選挙権有りは赤で、なしは青でチェック、性別については男が青、女が赤でチェックしてあります。以上ですが、何かご質問等ありますでしょうか。

〇〇委員

10a以上耕作する者（親）とその子が、現在は同居しているが、子の住民登録地が以前住んでいた大字の違う遠く離れた場所のままになっている場合は、どのようになりますか。

事務局

住民登録地で判断しますので、親の住民登録地と近くであればやむを得ないと判断出来ますが、大字が違うなど遠く離れている場合は、住民登録地を現在の同居地に変更してもらわないと「選挙権なし」になります。

それでは、他に質問がないようですので作業を始めてください。
(各地区単位で審査を開始し、質問等には事務局職員が対応)

会長

それでは茂原市農業委員会としての意見を付して、選挙管理委員会に名簿を送付しなければなりませんので、本日農業委員さんに確認していただいたものを付けて、選挙管理委員会に送付してよろしいでしょうか。(異議なしの声あり)それでは、この内容で農業委員会から選挙管理委員会へ送付したいと思います。以上で本日の案件は終了したいと思います。ご苦労様でした。

以上のとおり、茂原市農業委員会第2回総会の議事の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、次のとおり署名捺印する。

平成27年1月28日

茂原市農業委員会 会長 加藤 古志郎 印

議事録署名人 農業委員 蕨 武之 印

議事録署名人 農業委員 麻生 重和 印